

食品表示地域フォーラム in なごや概要

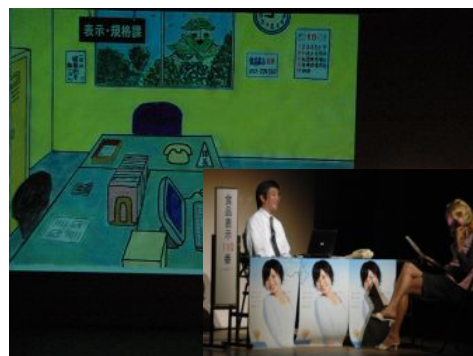
東海農政局では、「消費者が求める食品表示」をテーマとして、食品表示に求められるのは何か、わかりやすく見やすい表示はどんな表示なのかを、製造者、販売者、消費者のそれぞれの立場から考える「食品表示地域フォーラム in なごや」を開催しました。

- 1 日 時：平成18年10月17日（火）13:00～16:00
- 2 場 所：名古屋市西文化小劇場（名古屋市西区）
- 3 主 催：東海農政局、(独)農林水産消費技術センター名古屋センター、(社)日本農林規格協会
共 催：公正取引委員会事務総局中部事務所、名古屋市
- 4 参加者：消費者、製造業者、流通業者、販売者等 約300名
- 5 内 容

① アトラクション（寸劇）

東海農政局職員による寸劇により、食品表示制度をわかりやすく解説しました。

寸劇では、食品表示に関する相談窓口「食品表示110番」を舞台とし、職員が扮した消費者と110番相談窓口担当者のやり取りにより、平成18年10月から原料原産地表示が義務付けされた加工食品のことや、平成18年8月に改正された加工食品品質表示基準について解説しました。



演じる農政局職員
食品表示相談窓口を

② 基調講演「消費者から見た食品表示」

講師：日和佐信子氏 雪印乳業(株)社外取締役・前全国消費者団体連絡会事務局長



基調講演をする日和佐氏

< 講演概要 >

消費者は食品の安全性に対して強い関心を持っている。食品安全委員会などによる各種調査結果によると、消費者は、汚染物質、農薬、細菌・ウイルス、家畜用抗生物質、BSE、食品添加物、遺伝子組換え食品、健康食品等について不安を感じており、また、その理由として「規格基準や表示等の規制が不十分」「食品の安全に関する情報が不十分」ということをあげている。

加工食品を買う時に重視することについては、おいしいということのほか、「安心できる原産国」「製造日が新しい」などをあげており、また、安全・安心な食品を食べるために何をして

いるのかとの質問には、「原材料・原産国・遺伝子組換え原料表示を調べる」ことが第一にあげられている。

このように、消費者は食品を買うための情報のほとんどを表示によって得ており、表示への要望、要求は強いという結果がでていながらもかかわらず、食品の記載内容の信頼度の調査結果では、「信頼できる」がわずか13.1%で「どちらともいえない」とした人が73.1%もあった。

食品の表示は、消費者が何をかうかを選択する根拠となるもの。従って、消費者が適切に選択ができるように、表示は明確でわかりやすいことが求められる。そして、表示に対する信頼がなければ選択の根拠とならず、適切な選択にも結び付かないので、表示への信頼の確保が重要である。

③ パネルディスカッション

テーマ：「消費者が求める食品表示＝紛らわしい表示をなくすために＝」



写真左から

＜コーディネーター＞

日和佐信子 氏（雪印乳業㈱社外取締役・前全国消費者団体連絡会事務局長）

＜パネリスト＞

柴田智子 氏（(社)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会 消費生活アドバイザー）

浅井信太郎 氏（㈱まるや八丁味噌代表取締役社長）

鶴飼文子 氏（イオン㈱中部カンパニーお客さまサービス課課長）

岡田考央 氏（公正取引委員会事務局中部事務所 取引課長）

二井幸徳 氏（東海農政局 消費・安全部 表示・規格課長）

＜パネリスト各氏の発言概要＞

○柴田氏（消費者の立場から）

- ・ 事業者が商品を守るために任意表示を工夫するのは当然なのだから、消費者もそれをよく承知し、まずは義務表示をよく読み取り、任意表示とは上手につき合うべきである。
- ・ 法律やガイドラインなどによる表示と、事業者の自主基準による表示が店頭では混在しており、分かりにくさを感じ、せっかくの情報提供が活かされていない。
- ・ 食品を購入する際には、原材料の表示を見て味を想像する



が、時々想像を裏切られることがある。その旨をメーカーに問い合わせると、家庭での調理になぞらえて製造工程を説明してくれる会社と、企業秘密であることを理由に説明をしてくれない会社に対応が分かれた。商品への表示は限度があるのだから、それを補うものとして「人による表示（情報提供）」が重要なのではないか。

- ・ 特別栽培農産物に係る表示ガイドラインは、従来のガイドラインをさらに進められたものになっているようだが、消費者の認知度が低く、かえってわかりにくい現状となっている。

○浅井氏（製造者の立場から）

- ・ 食品の表示には様々な法律が関係しており、法令の改正に対応し、適正な表示をするのにはかなりの労力とコストが必要である。しかし、商品に記載された表示は、消費者や販売者に商品情報を提供するという重要な役割があるため、分かりやすく、正確で適切な表示をしなければいけないと考えている。
- ・ 自社製品には、義務表示以外のことはあまり表示していない。その代わりに、工場へ来て見てもらうことを心がけている。実際に製造過程を見てもらうことが、表示に代わる安心感につながり満足していただけると感じている。
- ・ 伝統的な製法を受け継ぐ独特の味の八丁味噌に対し、品質の異なるものが紛らわしい名称で店頭に並ぶことに疑問を感じる。



○鶴飼氏（販売者の立場から）

- ・ 昨今、消費者の商品情報要望は多様化し、それとともに表示に関する法令の改正が進む中で、表示内容はますます複雑化している現状がある。お客様に「よりわかりやすい情報提供」の前提として、①必要とされている情報とは何か。②わかりやすく表現するにはどんな形がいいのか。という2つが大きな課題であり、試行錯誤の取り組みを行っている。



（パワーポイントにより取組みの事例を紹介）

- ・ 消費者が必要としている情報は、一人一人の立場で異なり（例えばアレルギーに関する情報など）、個々のニーズ全てに應えるのは、文字の大きさやスペースに限界がある。表示を補完するものとして相談窓口電話やHP等による情報提供が必要になる。

○岡田氏（行政：公正取引委員会の立場から）

- ・ 公正取引委員会では、景品表示法等を所管しており、事業者が公正かつ自由な競争を行うように監視している中で、ルールある競争社会を推進している。また、不当な顧客の誘引を禁止して、公正な競争を確保することで一般消費者の利益を保護している。

- ・（八丁味噌に対して紛らわしい商品があることについて）一般消費者がその表示を見てどう認識されるかがポイントになる。消費者が表示からその味噌をどのような品質や内容の商品であると捉えるか、その認識と実際の内容が異なる場合には、その商品についてきちんと認識される表示とすることが必要がある。
- ・景品表示法では、販売競争の中で、消費者に実際より著しく良いものと思わせ、商品選択を誤らせるもの（例えば、水あめを混入したものに「天然はちみつ」と表示する等）について、不当な表示として是正させている。
- ・実際あった例としては、商品名に大きく「あわび」と書いてあわびの写真を掲載しているが、実際はあわびは使用せず、ロコ貝を使用した商品について、原材料名欄には「ロコ貝」と記載されていたが、消費者からみればあわびが入っているものと誤認されるものであるとして、今年3月に、当該業者に対し、当該表示については実際のものより著しく優良であると示すものである旨を公示することと、表示を是正すること等の内容の排除命令を行った。



○二井氏（行政：農林水産省の立場から）

- ・今はIT社会であり、工夫すればいろいろな情報が入る時代である。しかし、それは全ての人にあてはまるのではなく、一般的には商品の表示という形が情報源となる。消費者が商品を選択するにあたって、何が基本となるのか、消費者の意見、製造者の意見を聞きながら、行政の立場で、何をポイントとしてどういう制度を作っていくか、表示制度は不変でなく、常に動いていることを感じながら、皆さんが満足するように表示制度を作っていくかなければならない。
- ・特別栽培農産物ガイドラインが一般的に認知度が低いことについては、ガイドラインに強制力がないこともあるが、制度を作った側のPR不足も否めない。生産者と共に普及に努めたい。



<会場からの意見・質問>

- 商品について相談したい場合、販売者のPBブランドについては販売店に問い合わせればよいと思うが、それ以外についても販売者に問い合わせればよいのか、それともメーカーに問い合わせた方がよいのか。

（回答：鶴飼）

販売店に問い合わせただけであれば、メーカーに確認してお答えする。直接答えられない分、多少時間がかかることは了承願います。

消費者とどれだけコミュニケーションがとれるかが、消費者のニーズを満たす原動力となると考えているので、自社ブランドに限らずメーカー品についても問い合わせただけであればよい。

- 八丁味噌をはじめとして、消費者は本物の味を知ることが大切である。

料理は、昔、母から娘へと伝えられていたが、今は食品の味を商品（加工食品）で覚え、作り方は箱に書いてある「作り方」で学ぶという人が増えてきた。食の安全性も大事だが、精神的な面でも健康的な食生活が望まれる。



- 「うどん」の原材料等の表示の枠外に「本品製造工場ではそばを含む製品を生産しています。」と表示されていたが、その表示はどう意味なのか。

（回答：二井）

アレルギー物質を含む食品の原材料表示は、食品衛生法により、5品目（卵、乳、小麦、そば、落花生）が義務表示、20品目が奨励品目として任意表示となっている。問合せは、原材料にそばを使用していないので、義務表示ではない。しかし、混入の可能性が非常に高いので、注意喚起のため任意で枠外に表示されたと思われる。

なお、原材料として使用していないが、十分洗浄しても一定量（数 μ g/g, 数 μ g/ml）以上含まれている場合には、枠外に「本品製造工場ではそばを含む製品を生産しています。」旨の表示が必要である。

<まとめ：コーディネーター日和佐氏>

- ・ 食品表示は、基本的に消費者が情報として何を求めているのか、ということにきちんと応えていくことが大切である。



- ・ 行政には、表示制度にはまだまだわかりにくい部分があるので、わかりやすくなるよう見直しを願いたい。また、きちんと表示ルールが守られるよう監視を行ってほしい。

- ・ 企業には、消費者の立場に立った正直で誠意のある表示を心がけ、表示しきれない部分については、情報開示をはじめ、ホームページやリーフレット等を活用して消費者に

わかりやすい情報を提供していただきたい。また、そのことが企業への信頼につながることを認識してほしい。

- ・ 消費者には、よく表示を見ていただき、その食品に合った正しい表示なのかを判断し、特に任意表示などで疑問に感じるものがあたら、どんどん声に出していくことが大事で、そのことが企業の成長にもつながることを意識してほしい。

【フォーラムに対する参加者の感想】（アンケートより抜粋）

- 行政や企業による表示に関する取組みは理解できるが、消費者が求める食品表示とは誰が見ても分かりやすいものでなければならないのではないか。

- 寸劇による説明がわかりやすく良かった。
- 基調講演での食品表示に関する考え方の啓発は大変参考になった。
- パネリストが良かった。それぞれ建前でなく本音を聞くことができ面白かった。
- 生産者（農林水産業）の方もパネリストに加わると良いのではないか。
- 小売の前段階の流通業者の人もパネリストに加えてほしい。
- 行政として食品衛生担当者をパネリストとすべき。
- 紛らわしい食品表示について、もっと掘り下げてディスカッションをしてほしかった。
- 食品表示に関心がある人、食品表示に関わる人のフォーラムのように思われる。もっと、食品表示に関心のない人の声も取り入れることが必要ではないか。
- 日頃、食品表示について深く考えたことがなかったが、フォーラムに参加して非常に関心をもった。



NHKドラマ「純情きらり」の撮影に使われた看板、のれん、法被などをロビーに展示
(㈱まるや八丁味噌 浅井氏提供)